

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年6月25日
【会社名】	モリテック スチール株式会社
【英訳名】	MOLITEC STEEL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 門 高 司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市中央区谷町六丁目18番31号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 門高司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社7社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社及び連結子会社の事業内容・機能分担状況を勘案し、事業活動の成果及び規模を適切に表す指標として売上高を採用した上で「重要な事業拠点」を選定いたしました。具体的には、各事業拠点の当連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」に選定いたしました。選定した重要な事業拠点における評価対象とする業務プロセスの識別については、一般的な製造業において選定される売上高、売掛金及び棚卸資産に加え、商事部門を有する当社の特性も踏まえて、これらに買掛金を加えて当社の事業目的に大きく関わる勘定科目としており、これら4勘定にいたる業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして当社における各種引当金にいたる業務プロセスを、計算過程の複雑性の点からリスクが大きい業務プロセスとして当社および中川産業株式会社の税金計算・税効果会計プロセスを、および金額的重要性の観点から当社の投資有価証券時価評価プロセスを個別に評価対象として追加いたしました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。